

5. 両生類・爬虫類・哺乳類調査

5. 両生類・爬虫類・哺乳類調査

5.1 両生類・爬虫類・哺乳類調査結果の概要

(1) 確認種

今回とりまとめを行った 21 水系 30 河川で確認された両生類は 2 目 7 科 21 種、爬虫類は 2 目 10 科 18 種、哺乳類は 7 目 18 科 61 種でした。それぞれの確認種数が多かった河川は、両生類では東北地方の雄物川、中国地方の太田川で 12 種、爬虫類では中国地方の太田川で 13 種、哺乳類では北海道の天塩川で 27 種でした。

(2) 重要種^{注1)}

今回とりまとめを行った 30 河川で確認された重要種は、両生類がトウホクサンショウウオ、エゾサンショウウオ、オオサンショウウオ、アカハライモリ、トノサマガエル、トウキョウダルマガエル、ナゴヤダルマガエルの 7 種、爬虫類がニホンイシガメ、ニホンスッポンの 2 種、哺乳類がエゾシマリス、ヒグマ、エゾクロテン、イイズナ、カモシカの 5 種、合計で 14 種でした。重要種の確認種数が最も多かった河川は、両生類では東北地方の雄物川、北陸地方の荒川、中国地方の太田川でそれぞれ 3 種、爬虫類では北陸地方の手取川、中部地方の長良川、宮川、中国地方の太田川でそれぞれ 2 種、哺乳類では北海道地方の天塩川で 4 種が確認されました。

注1) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- 「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- 環境省 編 「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 (第4次レッドリスト:2012)
 - 絶滅危惧 I 類 : 絶滅の危機に瀕している種。
 - 絶滅危惧 I A 類 : ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
 - 絶滅危惧 I B 類 : I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
 - 準絶滅危惧 : 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
 - 情報不足 : 評価するだけの情報が不足している種。
 - 絶滅のおそれのある地域個体群 : 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

(3) 国外外来種^{注2)}

1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った 30 河川で確認された国外外来種は、両生類がウシガエル 1 種、爬虫類がミシシippアカミミガメ 1 種、哺乳類がハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、ヌートリア、アライグマ (アライグマ属を含む)、チョウセンイタチ、ミンク、ハクビシンの 8 種、合計で 10 種でした。国外外来種の確認河川数が多かった種は、両生類ではウシガエルの 25 河川、爬虫類ではミシシippアカミミガメの 27 河川、哺乳類ではハクビシンの 22 河川でした。

2) 特定外来生物等の確認状況

上記の国外外来種のうち、外来生物法が定めるところの特定外来生物^{注3)}は、両生類ではウシガエルの 1 科 1 種、哺乳類ではヌートリア、アライグマ (アライグマ属を含む)、ミンクの 3 科 3 種が確認されました。また、外来生物法の規制が課されるものではありませんが、環境省が選定した要注意外来生物^{注4)}は、爬虫類のミシシippアカミミガメの 1 科 1 種が確認されました。

(注) 国外外来種の選定基準について

注2) 外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおよそ明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。また、外来種の選定は、8～9 ページに掲載した文献および10 ページに掲載した学識者による意見をもとに行っています。

注3) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005年6月1日施行)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。

注4) 要注意外来生物とは、「外来生物法の規制が課されるものではないが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力について啓発を行う」必要がある生物として環境省が選定した外来生物です。